

# 新型コロナウイルス感染症対策

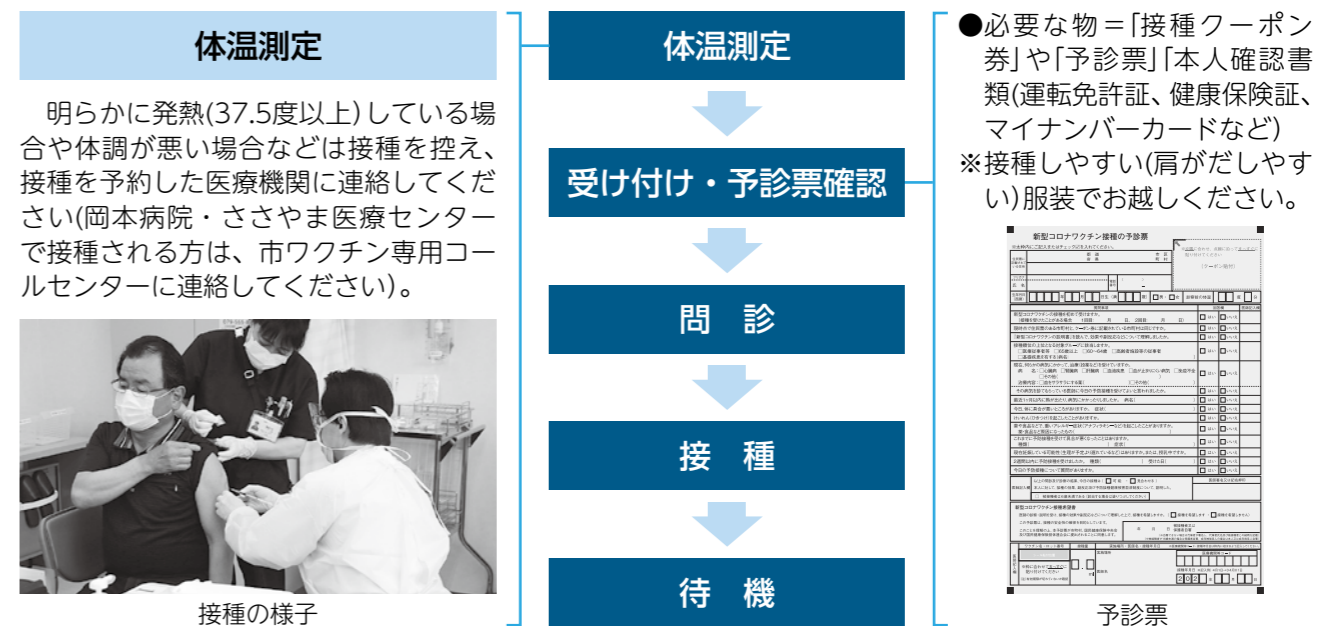
## 高齢者のワクチン接種が始まりました

6月7日から、65歳以上の高齢者を対象に、市内22の医療機関においてワクチンの個別接種を開始しました。さらに、6月28日からは2回目のワクチン接種も始まります。  
7月18日までに65歳以上の方への接種が完了するよう進めますので、あせらずお待ちください。

問い合わせ 丹波篠山市ワクチン専用コールセンター ☎590-2205 / 健康課 ☎594-1117  
(受付時間：平日8時30分～17時15分)

高齢者 ワクチン接種	接種期間6月7日(月)～7月18日(日)	●接種場所＝かかりつけ医など ●接種日・時間＝医療機関で異なります ●予約方法＝対象者が医療機関に接種日の予約を行う ※予約受け付けは終了しています。
	1回目＝6月 7日(月)～6月27日(日) 2回目＝6月28日(月)～7月18日(日) ※この期間内に接種できなかった方は、下記の接種スケジュールの期間にお申し込みください。	

### 接種日当日の流れ



#### 体温測定

明らかに発熱(37.5度以上)している場合や体調が悪い場合などは接種を控え、接種を予約した医療機関に連絡してください(岡本病院・ささやま医療センターで接種される方は、市ワクチン専用コールセンターに連絡してください)。



接種の様子

#### 体温測定

#### 受け付け・予診票確認

#### 問診

#### 接種

#### 待機

### 今後のワクチン接種スケジュール

詳細は決まり次第、市ホームページでお知らせします

#### ▶接種対象・接種期間

基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、一般の方(13歳～64歳の方)

⇒ 7月19日(月)～

※ワクチンの供給状況により、変更する場合があります。

#### ▶接種会場

市が指定する市内医療機関での個別接種(市内23医療機関)

#### ▶接種券送付時期

7月中旬に郵送

#### ▶接種予約

接種予約サイトや電話で、接種日の予約をしてください  
※基礎疾患のある方から優先予約を行います。

### 丹波篠山市医師会から丹波篠山市の皆さんへ

丹波篠山市でも6月7日から、高齢者の新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。市内医療機関での個別接種を行っており、7月18日までは2回目の接種が終了することになります。引き続き、基礎疾患を持っている方や高齢者施設等の従事者の接種が始まります。高齢者のワクチン接種と同様、病状を把握しているかかりつけ医での個別接種で行うこととなります。



4月時点で国民の72%がファイザー社製のワクチンを接種しているイスラエルでは、新規新型コロナウイルス感染発生率(人口10万人当たり)は、未接種者では1日当たり91.5人に対して、2回接種後の14日以上経過した接種完了者では1日当たり2.1人と著しく減少し、ワクチンの有効率は96.5%と報告されています。アメリカでも接種率の上昇とともに、新規感染者数、新規入院者数、死亡者数は減少し、ワクチン接種による感染予防、重症化予防が期待できます。

一方、最近に変異株が国内でも広がってきています。横浜市立大学の研究グループは、「ファイザー社製のワクチンを2回接種した後、約9割が変異株や従来型のウイルスに対して中和抗体を持っていた」と報告されています。ただ、1回接種だけでは十分な効果が得られないとのことで、1回目に大きな副反応が無ければ、2回接種するようお願いいたします。

また、ワクチン接種をしてもすぐに効果が表れるわけではなく、一部に十分な免疫がつかない方もおられますので、引き続き感染対策をよろしくをお願いいたします。

丹波篠山市医師会副会長 小嶋 敏誠

### 子育て世帯支援のため、新たな給付金を支給します

## 低所得の子育て世帯の皆さんへ 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

※この事業を行うには、市議会の議決が必要です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

#### 1. 支給対象者

次の①②の両方に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

- 令和3年3月31日時点で18歳未満(障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育する父母等  
※令和4年2月末までに生まれた新生児なども対象。
- 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

#### 2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

#### 3. 支給手続き

●令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税が非課税の方

⇒申請は不要(対象者にお知らせを送付します)

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます(支給時期は令和3年7月を予定)。

●それ以外の方

⇒申請が必要

※申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに社会福祉課に提出してください。

※給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

※申請方法や申請期間の詳細は決まり次第、市広報紙などでお知らせします。

問い合わせ 社会福祉課 ☎552-7101